別表 1 地区別児童クラブ利用者数見込み

単位:人

		R2	R3	R4	R5	R6
黒磯地区	児童クラブ利用者数見込み(A)	1, 188	1, 224	1, 246	1, 237	1, 201
	公設定員(B)	655	655	655	655	655
	民設定員(C)	549	549	549	549	549
	不足分(B+C)-A	16	-20	-42	-33	3
西	児童クラブ利用者数見込み(A)	1, 085	1, 134	1, 201	1, 144	1, 093
那須	公設定員(B)	665	665	665	665	665
野地	民設定員(C)	365	365	365	365	365
区	不足分(B+C)-A	-55	-104	-171	-114	-63
塩	児童クラブ利用者数見込み(A)	79	82	101	101	92
原	公設定員(B)	117	117	117	117	117
地区	民設定員(C)	18	18	18	18	18
区	不足分(B+C)-A	56	53	34	34	43
合計	児童クラブ利用者数見込み	2, 352	2, 440	2, 548	2, 482	2, 386
	公設定員	1, 437	1, 437	1, 437	1, 437	1, 437
	民設定員	932	932	932	932	932
	不足分	17	-71	-179	-113	-17

別表 2 児童 1 人あたりの専用区画面積

						令和元年	■5月1日時点
地区		クラブ名	専用区画面積 (単位:㎡)	定期利用者数 (単位:人)	1人当り面積 (単位:㎡)	定期•一時 利用者数 (単位:人)	1人当たり面積 (単位:㎡)
		黒磯小学校放課後児童クラブ	87. 67	40	2. 19	50	1. 75
	公設	稲村小学校放課後児童クラブ	118.67	82	1. 45	104	1. 14
		東原小学校放課後児童クラブ	122. 18	40	3. 05	44	2. 78
		埼玉小学校放課後児童クラブ	119. 25	64	1.86	91	1. 31
		豊浦小学校放課後児童クラブ	89. 83	53	1. 69	68	1. 32
		共英小学校放課後児童クラブ	106. 64	61	1. 75	74	1. 44
		鍋掛小学校放課後児童クラブ	104. 76	45	2. 33	49	2. 14
		大原間小学校放課後児童クラブ	166. 14	70	2. 37	91	1. 83
		高林小学校放課後児童クラブ	73. 32	48	1. 53	54	1. 36
黒		青木小学校放課後児童クラブ	93. 96	48	1.96	57	1. 65
磯		学童保育第一せいわクラブ	101.14	33	3. 06	37	2. 73
地		学童保育第二せいわクラブ	108. 18	54	2	54	2
区		学童保育第二せいわいちごクラブ	64. 41	31	2. 08	31	2. 08
		学童保育クレヨンくらぶ	51. 17	32	1. 6	35	1. 46
		学童保育たけのこクラブ	110. 43	48	2. 3	56	1. 97
	民	学童保育島方クラブ	187. 57	71	2. 64	83	2. 26
	設	くろいそフレンドクラブ	113. 74	31	3. 67	56	2. 03
		学童てらこや	110.05	42	2. 62	49	2. 25
		学童保育ゆめみらい	69.56	36	1. 93	36	1. 93
		スマイリア	49. 42	11	4. 49	14	3. 53
		木の子クラブ	75. 59	12	6. 3	14	5. 4
		スマイルクラブ	102. 28	25	4. 09	39	2. 62
		三島小学校第一放課後児童クラブ	143. 35	83	1. 73	106	1. 35
		三島小学校第二放課後児童クラブ	66. 31	42	1. 58	55	1. 21
		三島小学校第三放課後児童クラブ	80. 7	44	1. 83	55	1. 47
		槻沢小学校放課後児童クラブ	130. 26	72	1. 81	79	1. 65
		東小学校放課後児童クラブ	72. 09	57	1. 26	65	1. 11
	公	南小学校第一放課後児童クラブ	57. 06	37	1. 54	46	1. 24
西	設	南小学校第二放課後児童クラブ	77. 8	44	1. 77	60	1. 3
那		西小学校第一放課後児童クラブ	97. 21	43	2. 26	50	1. 94
須		西小学校第二放課後児童クラブ	56.99	26	2. 19	31	1. 84
野		大山小学校第一放課後児童クラブ	96. 41	61	1. 58	75	1. 29
地区		大山小学校第二放課後児童クラブ	78. 23	40	1. 96	49	1. 6
\(\frac{1}{2}\)		大山小学校第三放課後児童クラブ	86. 61	37	2. 34	44	1. 97
	民設	わくわくクラブ	94. 29	35	2. 69	35	2. 69
		のびのびクラブ	52. 67	27	1. 95	27	1. 95
		ほのぼのクラブ	52. 58	22	2. 39	22	2. 39
		ビーキッズ	101	31	3. 26	40	2. 53
		学童クラブあっとほーむ	77. 23	52	1. 49	58	1. 33
.,		学童保育第三せいわクラブ	117. 59	90	1. 31	99	1. 19
塩原は	公設	関谷小学校放課後児童クラブ	51. 4	43	1. 2	52	0. 99
地区	民設	にっこり学童クラブ	30. 91	7	4. 42	12	2. 58

○那須塩原市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例

平成26年10月1日条例第27号

改正

平成28年7月1日条例第21号 平成28年9月29日条例第22号 平成30年6月25日条例第31号 平成30年12月21日条例第44号

那須塩原市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例 (趣旨)

- 第1条 この条例は、児童福祉法(昭和22年法律第164号。以下「法」という。)第34条の8の2第 1項の規定に基づき、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定めるものとする。 (定義)
- 第2条 この条例において使用する用語の意義は、法において使用する用語の例による。 (最低基準の目的)
- 第3条 この条例の規定により定める基準(次項及び次条において「最低基準」という。)は、放課後児童健全育成事業を利用している児童(以下「利用者」という。)が、明るく、衛生的な環境において、素養があり、かつ、適切な訓練を受けた職員の支援により、心身ともに健やかに育成されることを保障するものとする。
- 2 市は、最低基準を常に向上させるように努めるものとする。 (最低基準と事業者)
- 第4条 放課後児童健全育成事業を行う者(以下「事業者」という。)は、最低基準を超えて、常にその設備及び運営を向上させなければならない。
- 2 最低基準を超えて、設備を有し、又は運営をしている事業者においては、最低基準を理由として、その設備又は運営を低下させてはならない。
- 3 市長は、利用者の保護者その他児童福祉に係る当事者の意見を聴き、事業者に対し、最低基準 を超えて、その設備及び運営を向上させるように勧告することができる。

(放課後児童健全育成事業の一般原則)

第5条 放課後児童健全育成事業における支援は、小学校又は義務教育学校の前期課程に就学している児童であって、その保護者が労働等により昼間家庭にいないものにつき、家庭、地域等との連携の下、発達段階に応じた主体的な遊びや生活が可能となるよう、当該児童の自主性、社会性

- 及び創造性の向上、基本的な生活習慣の確立等を図り、もって当該児童の健全な育成を図ることを目的として行われなければならない。
- 2 事業者は、利用者の人権に十分配慮するとともに、一人一人の人格を尊重して、その運営を行 わなければならない。
- 3 事業者は、地域社会との交流及び連携を図り、児童の保護者及び地域社会に対し、当該事業者 が行う放課後児童健全育成事業の運営の内容を適切に説明するよう努めなければならない。
- 4 事業者は、その運営の内容について、自ら評価を行い、その結果を公表するよう努めなければならない。
- 5 放課後児童健全育成事業を行う場所(以下「事業所」という。)の構造設備は、採光、換気等利用者の保健衛生及び利用者に対する危害防止に十分な考慮を払って設けられなければならない。 (事業者と非常災害対策)
- 第6条 事業者は、軽便消火器等の消火用具、非常口その他非常災害に必要な設備を設けるととも に、非常災害に対する具体的計画を立て、これに対する不断の注意と訓練をするように努めなけ ればならない。
- 2 前項の訓練のうち、避難及び消火に対する訓練は、定期的に行わなければならない。(事業者の職員の一般的要件)
- 第7条 放課後児童健全育成事業において利用者の支援に従事する職員は、健全な心身を有し、豊かな人間性と倫理観を備え、児童福祉事業に熱意のある者であって、できる限り児童福祉事業の理論及び実際について訓練を受けたものでなければならない。

(事業者の職員の知識及び技能の向上等)

- 第8条 事業者の職員は、常に自己研さんに励み、児童の健全な育成を図るために必要な知識及び 技能の修得、維持及び向上に努めなければならない。
- 2 事業者は、職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。(設備の基準)
- **第9条** 事業所には、遊び及び生活の場としての機能並びに静養するための機能を備えた区画(以下この条において「専用区画」という。)を設けるほか、支援の提供に必要な設備、備品等を備えなければならない。
- 2 専用区画の面積の基準は、規則で定める。
- 3 専用区画及び第1項に規定する設備、備品等(次項において「専用区画等」という。)は、事業所を開所している時間帯を通じて専ら当該放課後児童健全育成事業の用に供するものでなけれ

ばならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。

4 専用区画等は、衛生及び安全が確保されたものでなければならない。 (職員)

- 第10条 事業者は、事業所ごとに、放課後児童支援員を置かなければならない。
- 2 放課後児童支援員の数は、支援の単位ごとに2人以上とする。ただし、その1人を除き、補助員(放課後児童支援員が行う支援について放課後児童支援員を補助する者をいう。第5項において同じ。)をもってこれに代えることができる。
- 3 放課後児童支援員は、次の各号のいずれかに該当する者であって、都道府県知事が行う研修を 修了したものでなければならない。
 - (1) 保育士の資格を有する者
 - (2) 社会福祉士の資格を有する者
 - (3) 学校教育法(昭和22年法律第26号)の規定による高等学校(旧中等学校令(昭和18年勅令第36号)による中等学校を含む。)若しくは中等教育学校を卒業した者、同法第90条第2項の規定により大学への入学を認められた者若しくは通常の課程による12年の学校教育を修了した者(通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。)又は文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者(第9号において「高等学校卒業者等」という。)であって、2年以上児童福祉事業に従事したもの
 - (4) 教育職員免許法(昭和24年法律第147号)第4条に規定する免許状を有する者
 - (5) 学校教育法の規定による大学(旧大学令(大正7年勅令第388号)による大学を含む。)に おいて、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこ れらに相当する課程を修めて卒業した者(当該学科又は当該課程を修めて同法の規定による専 門職大学の前期課程を修了した者を含む。)
 - (6) 学校教育法の規定による大学において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若 しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程において優秀な成績で単位を修得した ことにより、同法第102条第2項の規定により大学院への入学が認められた者
 - (7) 学校教育法の規定による大学院において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学 若しくは体育学を専攻する研究科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者
 - (8) 外国の大学において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専 修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者
 - (9) 高等学校卒業者等であり、かつ、2年以上放課後児童健全育成事業に類似する事業に従事

した者であって、市長が適当と認めたもの

- (10) 放課後児童健全育成事業に5年以上従事した者であって、市長が適当と認めたもの
- 4 第2項の支援の単位は、規則で定める。
- 5 放課後児童支援員及び補助員は、支援の単位ごとに専ら当該支援の提供に当たる者でなければならない。ただし、利用者が20人未満の事業所であって、放課後児童支援員のうち1人を除いた者又は補助員が同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事している場合その他の利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。

(利用者を平等に取り扱う原則)

- 第11条 事業者は、利用者の国籍、信条又は社会的身分によって、差別的取扱いをしてはならない。 (虐待等の禁止)
- 第12条 事業者の職員は、利用者に対し、法第33条の10各号に掲げる行為その他当該利用者の心身 に有害な影響を与える行為をしてはならない。

(衛生管理等)

- 第13条 事業者は、利用者の使用する設備、食器等及び飲用に供する水について、衛生的な管理に 努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。
- 2 事業者は、事業所において感染症若しくは食中毒が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。
- 3 事業所には、必要な医薬品その他の医療品を備えるとともに、それらの管理を適正に行わなければならない。

(運営規程)

第14条 事業者は、規則で定める事業の運営についての重要事項に関する規定を定めておかなければならない。

(事業者が備える帳簿)

第15条 事業者は、職員、財産、収支及び利用者の処遇の状況を明らかにする帳簿を整備しておかなければならない。

(秘密保持等)

- 第16条 事業者の職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。
- 2 事業者は、職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の 秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。

(苦情への対応)

- 第17条 事業者は、その行った支援に関する利用者又はその保護者等からの苦情に迅速かつ適切に 対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならな い。
- 2 事業者は、その行った支援に関し、市から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に 従って必要な改善を行わなければならない。
- 3 事業者は、社会福祉法(昭和26年法律第45号)第83条に規定する運営適正化委員会が行う同法 第85条第1項の規定による調査にできる限り協力しなければならない。

(開所時間及び日数)

第18条 事業者が定める事業所を開所する時間及び日数の基準は、規則で定める。

(保護者との連絡)

第19条 事業者は、常に利用者の保護者と密接な連絡をとり、当該利用者の健康及び行動を説明するとともに、支援の内容等について、その保護者の理解及び協力を得るよう努めなければならない。

(関係機関との連携)

第20条 事業者は、市、児童福祉施設、利用者の通学する小学校又は義務教育学校その他関係機関 と密接に連携して利用者の支援に当たらなければならない。

(事故発生時の対応)

- 第21条 事業者は、利用者に対する支援の提供により事故が発生した場合は、速やかに、市、当該利用者の保護者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。
- 2 事業者は、利用者に対する支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに損害 賠償を行わなければならない。

(委任)

第22条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供 の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成24 年法律第67号)の施行の日から施行する。

(職員に関する経過措置)

2 この条例の施行の日から平成32年3月31日までの間、第10条第3項の規定の適用については、 同項中「修了したもの」とあるのは、「修了したもの(平成32年3月31日までに修了が見込まれ る者を含む。)」とする。

附 則 (平成28年7月1日条例第21号)

この条例は、公布の日から施行し、改正後の那須塩原市放課後児童健全育成事業の設備及び運営 に関する基準を定める条例の規定は、平成28年4月1日から適用する。

附 則 (平成28年9月29日条例第22号)

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

附 則 (平成30年6月25日条例第31号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成30年12月21日条例第44号)

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

○那須塩原市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則 平成26年9月30日規則第27号

改正

平成28年10月5日規則第40号

那須塩原市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則 (趣旨)

第1条 この規則は、那須塩原市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成26年那須塩原市条例第27号。以下「条例」という。)第22条の規定に基づき、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準に関し、必要な事項を定めるものとする。

(設備の基準)

第2条 条例第9条第2項に規定する専用区画の面積の基準は、児童一人につきおおむね1.65平方メートル以上とする。

(支援の単位)

第3条 条例第10条第4項に規定する支援の単位は、放課後児童健全育成事業における支援であって、その提供が同時に一又は複数の利用者に対して一体的に行われるものをいい、一の支援の単位を構成する児童の数は、おおむね40人以下とする。ただし、40人を超える場合には、複数の支援の単位に分けることができる。

(運営規程)

- 第4条 条例第14条に規定する重要事項は、次に掲げるとおりとし、放課後児童健全育成事業者(以下「事業者」という。)が、放課後児童健全育成事業所(以下「事業所」という。)ごとに定めなければならない。
 - (1) 事業の目的及び運営の方針
 - (2) 職員の職種、員数及び職務の内容
 - (3) 開所している日及び時間
 - (4) 支援の内容及び当該支援の提供につき利用者の保護者が支払うべき額
 - (5) 利用定員
 - (6) 通常の事業の実施地域
 - (7) 事業の利用に当たっての留意事項
 - (8) 緊急時等における対応方法
 - (9) 非常災害対策

- (10) 虐待の防止のための措置に関する事項
- (11) その他事業の運営に関する重要事項

(秘密保持等)

- **第5条** 事業者は、条例第16条に規定する秘密保持等について、次に掲げる事項を定めておかなければならない。
 - (1) 目的
 - (2) 適用範囲
 - (3) 秘密区分
 - (4) 責任体制
 - (5) 秘密情報の保管
 - (6) 秘密情報の第三者への開示
 - (7) 秘密情報の廃棄
 - (8) 教育研修
 - (9) 懲戒処分

(開所時間及び日数の基準)

- 第6条 条例第18条に規定する事業所を開所する時間は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ 当該各号に定める時間以上を原則として、その地域における児童の保護者の労働時間、小学校(義 務教育学校の前期課程を含む。以下同じ。)の授業の終了時刻その他の状況等を考慮して、当該 事業所ごとに定める。
 - (1) 小学校の授業の休業日に行う放課後児童健全育成事業 1日につき8時間
 - (2) 小学校の授業の休業日以外の日に行う放課後児童健全育成事業 1日につき3時間
- 2 条例第18条に規定する事業所を開所する日数は、1年につき250日以上を原則として、その地域 における児童の保護者の就労日数、小学校の授業の休業日その他の状況等を考慮して、事業所ご とに定める。

附則

(施行期日)

1 この規則は、条例の施行の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現に開設されている事業所については、第2条の規定は、平成32年3月31 日までの間は、適用しない。 **附 則**(平成28年10月5日規則第40号)

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

那須塩原市放課後児童クラブ整備計画検討委員会設置要領

(設置)

第1条 放課後児童クラブの整備の方向性を定める放課後児童クラブ整備計画(以下「整備計画」という。)を策定するため、那須塩原市放課後児童クラブ整備計画検討委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所堂事務)

- 第2条 委員会は、次に掲げる事項について協議する。
- (1) 整備計画の総合的な検討調整に関する事項
- (2) その他整備計画の策定に関する事項

(組織)

- 第3条 委員会は、14人以内の委員をもって組織する。
- 2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。
 - (1) 公設民営放課後児童クラブ運営者
 - (2) 民設民営放課後児童クラブ運営者
 - (3) 放課後児童クラブ利用者保護者会関係者
 - (4) 公設民営放課後児童クラブ支援員
 - (5) 民設民営放課後児童クラブ支援員
 - (6) 小学校関係者

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から平成32年3月31日までとする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

- 第5条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。
- 2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

- 第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。
- 2 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に会議への出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、子ども未来部保育課において処理する。

(その他)

第8条 この告示に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。 附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、令和元年8月1日から施行し、平成31年4月19日から適用する。 (この告示の失効)
- 2 この告示は、平成32年3月31日限り、その効力を失う。

那須塩原市放課後児童クラブ整備計画検討委員会委員名簿

0	区分	所属		氏名	備考
1		特定非営利活動法人ゆめがくどう	後藤	政人	委員長
2	1号	特定非営利活動法人ゆめがくどう	深谷	哲	
3		特定非営利活動法人ゆめがくどう	篠﨑	留美	
4		学童保育たけのこクラブ	田中	取貝	
5	2号	学童クラブ てらこや	大島	律子	
6		こひつじ保育園 わくわくクラブ	白澤	崇行	副委員長
7	3号	埼玉小学校放課後児童クラブ	黒木	秀明	
8	3 5	学童クラブ西那須野幼稚園ほのぼのクラブ	長嶋	耕	
9	4 号	稲村小学校放課後児童クラブ	永井	祐太	
10	4 5	三島小学校第三放課後児童クラブ	蓮見	祐和	
11	- 5号	学童保育第三せいわクラブ	永田	國夫	
12		こども館くれよんビーキッズ	笹沼	光江	
13	0.1	東原小学校長	磯	全 幸	
14	6号	波立小学校長	渡邊	法子	

那須塩原市放課後児童クラブ整備計画庁内検討会議委員名簿

No.	所属	氏名	備考
1	子ども未来部子育て支援課	岸上 容子	
2	子ども未来部保育課	福田 博昭	会長
3	教育部教育総務課	平井 克巳	
4	教育部生涯学習課	栗野 誠一	

計画策定の経過

年月日	会議等	内容
令和元 (2019) 年 3月18日	第21回子ども・子育て会議	第2期整備計画の策定について
令和元 (2019) 年 3月27日	庁議	第2期整備計画の策定について
令和元 (2019) 年 7月18日	第1回庁内検討会議	第2期整備計画の素案について
令和元 (2019) 年 9月 4日	第1回検討委員会	第2期整備計画の素案について
令和元 (2019) 年 9月30日	第23回子ども・子育て会議	第2期整備計画の素案について
令和元 (2019) 年 11月18日	第2回庁内検討会議	第2期整備計画の案について
令和元 (2019) 年 11月19日	第2回検討委員会	第2期整備計画の案について
令和元 (2019) 年 11月22日	第24回子ども・子育て会議	第2期整備計画の案について
令和元 (2019) 年 11月27日~12月20日	パブリックコメント	
令和 2 (2020) 年 1月 ○日	庁議	

※その他随時、庁内調査及び打合せを実施